

「たばこ対策、日本と世界の動向」

Tobacco control - Japan and the global perspective -



WHO健康開発総合センター 所長 アレックス・ロス

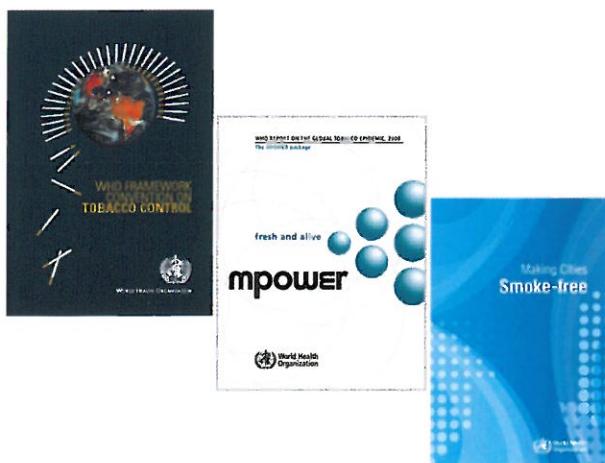


Alex ROSS

アレックス・ロス氏は、保健分野に限らない数々の保健イニシアチブ、パートナーシップの立ち上げに従事されてきた。米会計検査院(1987~1989年)、米下院エネルギー・商業委員会(1988年)、米国連邦公衆衛生局(1990~1993年)、米国国際開発庁アフリカ局保健・教育担当局長代理(1993~2001年)、英国国際開発省上級保健顧問(保健制度、エイズ、総合保健政策担当)(2001~2003年)などに勤務された。WHOにおいては、エイズ・結核・マラリア担当事務局長補付首席補佐官(2003~2006年)、感染症担当事務局長補付部長(2006~2007年)、WHO本部パートナーシップ・国連改革部長(2007~2011年)として世界エイズ・結核・マラリア対策基金と相互支援的関係を構築し、開発途上国に対する医薬品・ワクチンへのアクセス改善に取り組まれたのち、2011年10月よりWHO健康開発総合センター所長に就任された。

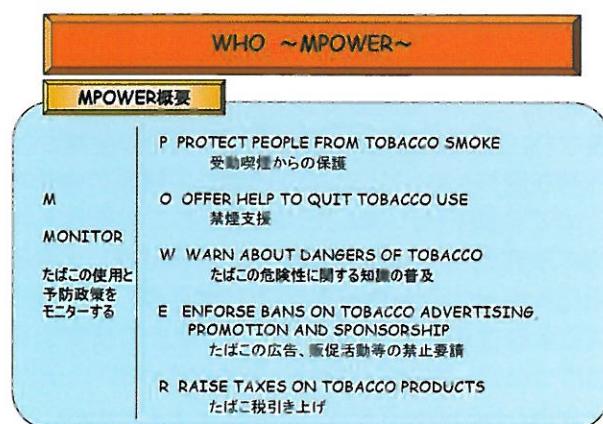
WHO健康開発総合研究センター(WHO神戸センター)は、社会、経済、環境の変化が健康へ及ぼす影響と、それらに対応した保健政策について研究を行っています。特に、都市環境に注目し、都市部の健康格差を評価する方法やその是正政策、都市部の保健行政のガバナンスと多部門連携事業(特に非感染症対策)、高齢化対策におけるイノベーション、そして都市の健康危機管理が中心的な研究テーマです。ウェブサイトhttp://www.who.int/kobe_centre/ja/

公益社団法人 日本WHO協会は講師にWHO神戸センターのアレックス・ロス所長と大阪府成人病センターがん支援センターの大島明所長を講師に迎え 2012 年 5 月 31 日に大阪産業創業館の会議室で第 2 回禁煙セミナーを開催致しました。ロス所長のご講演の内容をまとめましたのでご報告いたします。



たばこは、人に危害を及ぼすのに、合法的に販売されているという矛盾を抱えている。喫煙が原因で年間約 600 万人がなくなり、そのうち 60 万人は受動喫煙が原因であり、受動喫煙による死亡の 30%が子供である。対策をとらなければ、2030 年には、喫煙による死者数は 800 万人を超える。また、喫煙は、死亡原因の 63%を占める NCD (非感染性疾患) の大きな危険因子である。喫煙について、WHO では大きな問題として認識し、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約 (たばこ規

制枠組条約) が作成され、2005 年に発効、2008 年にはその促進のため 6 つの対策 MPOWER が発表された。また、禁煙都市を目指す自治体の政策決定者やたばこ対策推進者へ向けた効果的な禁煙条例制定・施行のためのガイド「Making cities smoke-free」を作成した。

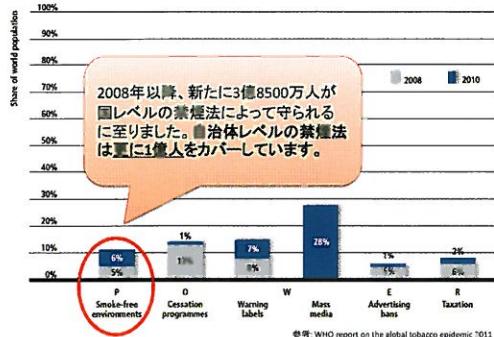


MPOWERはたばこ対策を進めていく上で、最初の一歩（チャン事務局長）

たばこの煙から健康を守るには、100%の禁煙環境のみが効果的な対策であるのに、この包括的な国レベルの禁煙法で守られているのは世界人口の 11%に

世界の禁煙政策

国レベルの包括的な禁煙法で守られているのは世界の人口の11%だけ



すぎない。

世界の大都市 100 のうち、22 都市にて国又は自治体レベルでの包括的な禁煙法が施行されている。禁煙推進において、国での規制がない中でも条例を制定したり、独自の取り組みを行うことが出来る自治体の役割は大切だ。

そこで WHO 神戸センターでは公共の場所での受動喫煙に対して自治体レベルで取り組んだ 10 の都市について事例研究を行い、活動の内容や課題を克服する戦略を収拾した。それをもとに、「12 のステップ」とモデル条例を作成した。

自治体の役割

- ・ 地域社会の参加
- ・ 多部門連携による活動
- ・ 施行
- ・ 啓発
- ・ 条例
- ・ 政策拡散
- ・ 都市健康



ナクルでは、政治的な推進力が必要だった。メキシコシティーでは、禁煙環境を喫煙者の協力によって実現できるとしてポジチブに位置づける取り組みがなされ、当初反対していた飲食業や宿泊業者も取り込めた。レシフェではまず市庁舎から始め徐々に禁煙対象の施設を広げていった。メッカやメディナでは国王の命令で実施され、宗教の聖地としての論点から禁煙環境を広めた。リバプールでは科学的なエビデンスに基づい

ナクル(ケニア)

- ・ ナクル市議会(環境管理)条例 [The Municipal Council of Nakuru (Environmental Management) By-law] (2007年制定)
- ・ 包括的な禁煙法
- ・ 政治的推進力
- ・ 繁・様への政策拡散



メキシコシティ(メキシコ)

- ・ 2004 年非喫煙者健康保護法改正 [Amendments to the 2004 Law for the Protection of the Health of Non-Smokers] (2008年制定)
- ・ 政治・地域社会の参加
- ・ 喫煙者を疎外しないポジティブな位置づけ
- ・ 飲食店・宿泊業などからの強い反対

レシフェ(ブラジル)

- ・ レシフェ市役所禁煙運動 [The Smoke-Free Recife City Hall Programme] (2005年開始)
- ・ 市役所を対象とした運動として開始
- ・ 飲食・宿泊業への段階的な禁煙措置
- ・ 徹底的な普及キャンペーン



メッカ & メディナ(サウジアラビア)

- ・ 王室メッセージ・メディア国王命令 [The royal announcement on smoke-free Mecca and Medina] (2001年発令)
- ・ たばこの煙をなくすためのたばこ販売規制
- ・ イスラム教信仰に基づいたアプローチ
- ・ 水たばこも規制対象



アルマトイ(カザフスタン)

- ・ 禁煙アルマトイ運動 [The Smoke-Free Almaty Programme] (2005年開始)
- ・ 市の特別予算によるプログラム
- ・ NGOの重要な役割
- ・ 徹底したアドボカシー・キャンペーン



リヴァプール(英国)

- ・ 2006 年健康法 [The 2006 Health Act] (2006年制定)
- ・ 横断的なパートナーシップ組織によって始動
- ・ 市条例の計画が国の法律制定を後押し
- ・ コミュニケーション戦略
- ・ 科学的証據に基づいたプロセス



チャンディーガル(インド)

- ・ 紙巻たばこ及びその他のたばこ製品法 [The Cigarettes and Other Tobacco Products Act (COTPA) 2003] (2005年開始)
- ・ 市民社会団体の役割
- ・ 既存の法律の利用(例:情報公開法)
- ・ コミュニケーションキャンペーン
- ・ 執行者へのトレーニング



ダバオ(フィリピン)

- ・ ダバオ市包括的禁煙条例 [The Comprehensive Anti-Smoking Ordinance of Davao City] (2002年制定)
- ・ 喫煙室設置に対する厳しい条件を設定
- ・ 市長や高官など政治的チャンピオンの活躍
- ・ 支持者たちとのパートナーシップの組織化



禁煙都市事例研究

http://www.who.int/kobe_centre/interventions/smoke_free/cities/ja/index.html

で作成された条例案は国の立法に結び付いた。アルマトイでは NGO が推進力となった。チャンディーガルでは、情報公開法を利用して市政府の禁煙法施行への積極的取り組みを勧めた。チェンナイではチャンディーガルの成功例を参考にした。ダバオでは市長が強いリーダーシップで禁煙運動をすすめた。

「禁煙都市への 12 ステップ」は順番通りにする必要はなく、できることから進めていけばいい。モデル条例は地域の状況に応じて適合させることが重要だ。

禁煙都市への12ステップ

1. 活動計画・実行を担う対策委員会を設置する
2. 専門知識を蓄える
3. 地方条例の専門家に関与してもらう
4. 様々な法的措置の可能性を検討する
5. 政治的チャンピオンを味方に付ける
6. 市民社会団体の参加を募る
7. 評価・監査の専門家と連携する
8. メディアやコミュニケーションの専門家と協力する
9. 条例(法)執行機関と緊密に協力する
10. ガイドラインを作成し周知させる
11. 施行日を記念して祝う
12. 条例(法)の執行・管理を確実に行う

モデル条例

- 世界各地で実際に施行された条例やWHO FCTC第8条のガイドラインから得た重要な要素を基にしたモデル条例

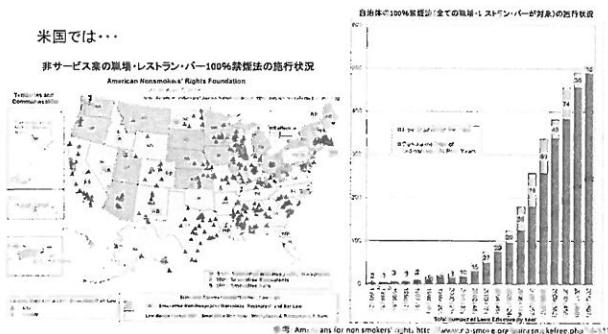
<p>❖ 市民の健康のための条例</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖ 禁煙空間を定める用語の幅広いかつ詳細な定義 ❖ 屋外での禁煙 ❖ 喫煙室は不可 	<p>❖ 事業者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ❖ 事業者と個人への罰則 ❖ 執行に関する規定 ❖ 標識の指定 ❖ 完全な施行までの猶予期間
--	---

- 自治体が足がかりとして利用可能なわかりやすい言語を提供
- 喫煙やたばこ製品、労働安全など関連性のある既存の国・自治体の法律の要素を取り入れ、地元の法律の起草様式に合わせる

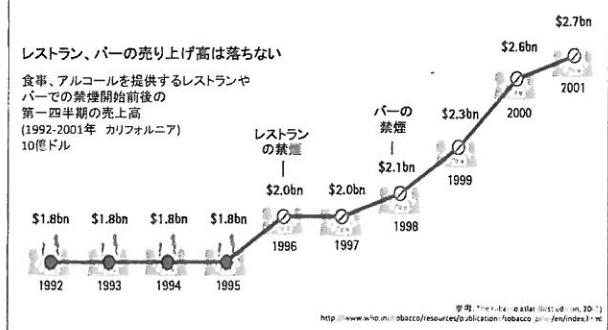
アメリカでは、自治体における禁煙法の制定が徐々に伸びている。禁煙法の施行はホテルやレストランにとってマイナスになるというのはたばこ産業による禁煙法への反論のひとつだが、カリフォルニアの推移は、禁煙環境の広がりが事業の成長につながったことを示している。

残念なことに、日本では国レベルでの強制力のある禁

禁煙法はより一般的になってきています。



禁煙法は事業に良い効果をもたらします。



煙法がないが、多くの自治体で路上喫煙禁止の条例は制定されている。これらを推進している自治体の担当は保健の部署ではなく、その目的から環境の部署である。神奈川県の条例は、屋内で分煙施設の設置を認めていることは少し残念だが、制定に強いリーダーシップを示された知事に敬意を表したい。また、兵庫県や大阪府など他の府県における条例制定の動きに影響している。

本日 5 月 31 日は世界禁煙デーで、2012 年のテーマは「たばこ産業の干渉を阻止しよう」である。先ごろオース

日本における自治体のたばこ対策

路上喫煙禁止条例

- 2009年末までに112市町村が路上喫煙に関する条例を制定
- 受動喫煙に係わらない目的:
 - ポイ捨て、火傷の防止
 - 美しく快適な環境の確保
- 市町村の環境局が条例を担当
- 様々なレベルの規制:
 - 路上喫煙禁止区域内外での完全禁煙・違反者には罰金
 - 罰金無しの努力義務
 - 設置されている灰皿や携帯灰皿使用時、また立ち止まっている時は除外など
- 確点:
 - 健康に悪影響を及ぼす内容
 - 飲食業、宿泊業施設での分煙
 - 全ての施設において喫煙室の設置の許可
 - 喫煙室設置への技術的・金銭的支援
 - 知事のリーダーシップ
 - 兵庫や大阪など、国内の他府県での取り組みのきっかけとなる



トラリアやウルグアイやノルウェーでたばこ産業がたばこ規制の動きに干渉している。自分たちの利益を守るために、議会における法令の制定を阻もうとする動きもある。たばこ産業は、自身の経済面における貢献を誇張したり、フロ

ントグループを活用し、健康のための活動をしているようなイメージ作りをして、たばこ規制を弱体化させようとしている。我々は、それに対抗してたばこのない社会や都市作りにつとめなければならない。

2012年世界禁煙デー たばこ産業の干渉を阻止しよう

- WHO FCTCを弱体化させようとするたばこ産業による許しがたく強引な画策を見極めるべき
- 直接的・非直接的な戦略
 - 政治プロセスに影響を及ぼし操作するためのロビー活動
 - 自主対策こそが効果的なたばこ対策であると奨励しつつ、改新した企業という錯覚を引き起こし、健康への関心と結び付けることを意図したCSR活動
- 日本でたばこ対策、特に公共の場所での喫煙やたばこ広告・販促・後援に関する規制を進めるのに大きな障害となっているのは、たばこ産業の存在である
- たばこ産業の推奨するよい喫煙マナーや分煙では健康を守ることができない
- WHO FCTC 第5条第3項
 - 締約国は、たばこの規制に関する公衆の健康のための政策を策定し及び実施するに当たり、国内法に従い、たばこ産業の商業上及び他の既存の利益からそのような政策を擁護するために行動する



セミナーの前に、ロス所長を囲み当協会役員との懇談会を開催致しました。

前列左から、中村理事・ロス所長・関理事長・大島理事

後列左から、通訳の伊東晴子さん・越智理事・板谷監事・小田理事・松浦理事・大和理事・新居理事